

## 山形市議会基本条例

蔵王に抱かれ、四季折々の魅力にあふれ、歴史と伝統に輝く県都、山形市。

その自然豊かな環境の中で市民が幸せな生活を送れるよう、日本国憲法に基づく二元代表制の一翼を担う山形市議会は、その責任と役割を果たし、住民福祉の向上を実現するために様々な取組を行ってきた。

その使命は、平成12年4月のいわゆる「地方分権一括法」の施行に伴い、国と地方自治体の関係を対等にした市民本位の新たな地方自治体制が構築されたことによって、これまで以上に重要なものになった。

今、少子・高齢化社会と不透明な経済動向の中、議会は、年々多様化する市民の意識や価値観を見極め、そのニーズに対応することが求められ、その期待は大きなものがある。

これらのことから、議員は、不断の努力を惜しまず、これまで以上に自己研鑽と精力的な議論を重ねるとともに、山形市議会は、市政における唯一の合議制の議決機関として、公平かつ公正で、開かれた議会運営を行い、市民とのより固い絆の結びつきと一層の市民参画の機会を創出し、市民に信頼され存在感のあるものにしていかなければならない。

このような認識のもと、市民の負託に応え、山形市の持続的発展、子々孫々に至るまでの市民の繁栄を実現するため、山形市議会及びその構成員である議員が活動するに当たっての最高規範として、ここに山形市議会基本条例を制定する。

### (目的)

第1条 この条例は、二元代表制の下、合議機関である議会の役割を明らかにし、議会及びその構成員である議員が活動するに当たっての基本的事項を定め、もって山形市の持続的発展及び市民全体の福祉の向上に寄与することを目的とする。

### (議会及び議員の活動原則)

第2条 議会及び議員は、公平かつ公正で、市民に開かれた議会運営を行うことを旨として活動するものとする。

2 議員は、議会が市政における唯一の合議制の議決機関であることを十分に認識し、議案の審議等に当たっては議論を尽くして結論を出すものとする。

### (危機管理)

第3条 議会は、大規模災害等の不測の事態が発生した場合において迅速かつ機動的に活動できるよう、危機管理体制の整備に努めるものとする。

### (議長の職務)

第4条 議長は、公正かつ中立な職務遂行に努めるとともに、民主的な議会運営を行うものとする。

### (議会運営委員会の職務等)

第5条 議会運営委員会は、この条例の目的を達成するため、その運用について十分な協議を行うよう努めるとともに、議会運営の活性化について常に議論を重ねるものとする。

2 議会運営委員会は、議会運営に関する事項、議長の諮問に関する事項等について迅速に対応し、結論を導き出すよう努めるものとする。

### (市民と議会の関係)

第6条 議会は、市民の多様な意見を把握し、市政に反映する機関として、議会への市民参加の推進に努めるものとする。

### (議会の情報公開)

第7条 議会は、市民に対し、議会活動に関する情報を積極的に公開し、説明責任を十分に果たさなければならない。

### (会議の公開)

第8条 議会は、本会議のほか、常任委員会、特別委員会等の会議を原則公開とする。

(議会報告)

第9条 議会は、議案等の審議の過程、結果等について市民に明らかにするため、それらの報告会などの実施に努めるものとする。

2 前項に規定する報告会などの方法等については、議長が別に定める。

(議案に対する態度の公表)

第10条 議会は、全ての議案に対する各議員の態度を公表する。

2 前項の規定による公表の方法等については、議長が別に定める。

(請願者及び陳情者の意見陳述)

第11条 議会は、請願又は陳情の審査に当たって、請願者又は陳情者から意見陳述の申出があり、その申出が適当と認められる場合には、それらの者から当該請願又は陳情に関する意見を聴くものとする。

2 前項の規定による意見陳述の方法等については、議長が別に定める。

(市長等との関係)

第12条 議会と市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）は、議会審議において常に緊張関係を保持するとともに、相互の議論を深めるよう努めなければならない。

2 市長等は、本会議における議員の質問等に対し、議長の許可を得て反問することができる。

(一般質問)

第13条 本会議における市政一般方針に対する質問（以下この条において「一般質問」という。）は、一括質問・一括答弁又は一問一答のいずれかの方法を選択して行うものとする。

2 前項に定めるもののほか、一般質問の実施方法等については、議会運営委員会において定める。

(議員間討議)

第14条 議会は、議案の審議等に当たっては、必要に応じ、議員相互による討議の場を設けるものとする。

2 前項に規定する討議の方法等については、議長が別に定める。

(議員の資質及び調査・政策形成能力の向上)

第15条 議員は、市民の負託に応えるため、常に資質と政策形成能力の向上に努めるものとする。

2 議会は、行政課題を常に把握するため、各分野の専門家を招いての研修会を開催するなど、議員研修の充実を図るものとする。

3 議会は、議員の調査研究に資するため、各種資料の収集等に努めるとともに、会議録検索システムの充実その他の調査研究体制の整備を図るものとする。

(政務活動費)

第16条 政務活動費は、市民の福祉の向上に資するための政策の提案、各種調査・研究等に活用されるものであることを認識し、交付を受けた議員は、山形市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年市条例第20号）及びそれに基づく規程等に定めるところにより適正に取り扱わなければならない。

一部改正〔平成25年条例1号〕

(議会事務局の体制整備)

第17条 議会は、議会及び議員の政策形成、調査・立案能力の向上等を図るため、議会事務局の調査、法務等に関する機能の充実及び強化に努めるものとする。

(議員報酬)

第18条 議員報酬については、山形市特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年市条例第8号）に定めるところによる。

2 議員報酬は、市民からの負託に応えるための議員活動に対するものであることを深く認識するものとする。

3 議員報酬の改定に当たっては、市政の現状や将来の展望、市民の意識と社会全体の動

向を見据えたうえで決定するものとする。

(議員の定数)

第19条 議員の定数については、山形市議会議員定数条例(平成14年市条例第31号)に定めるところによる。

- 2 議員の定数の改定に当たっては、この条例に規定する議会及び議員の活動原則を踏まえつつ、市民からの負託に応え得る人数を基本として、市政の現状や将来の展望、市民の意識と社会全体の動向を見据えたうえで決定するものとする。

(最高規範性)

第20条 この条例は、議会における最高規範であり、議員はこの条例に基づき活動するとともに、議会に関する条例、規則等を制定し、又は改廃を行う場合においては、この条例の趣旨に沿って行わなければならない。

(見直し手続)

第21条 議会は、必要に応じ、この条例の目的が達成されているかどうか検証を行うものとする。

- 2 議会は、前項の規定による検証の結果に基づき、この条例の改正その他の適切な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年2月27日条例第1号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年3月1日(以下「施行日」という。)から施行する。